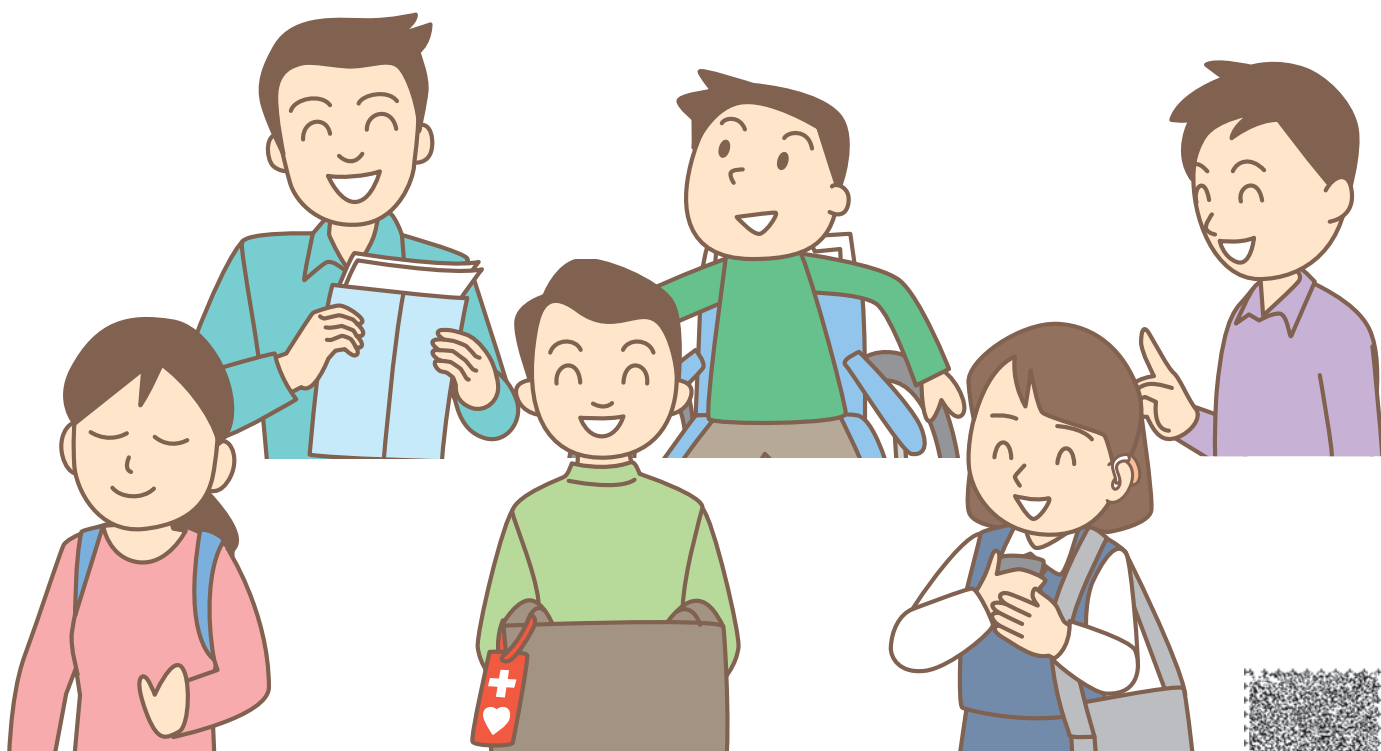
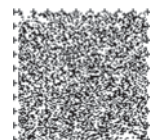


全ての人が 支え合い ともに暮らして いくために

群馬県障害を理由とする 差別の解消の推進に関する条例



群馬県



条例制定の経緯

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域で支え合いながら安全にかつ安心して共に暮らす共生社会は、私たちが目指すべき社会です。

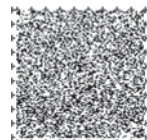
群馬県は、障害者が将来に夢と希望を抱き、地域で安全にかつ安心して自分らしく自立して生活できる環境づくりを進めるため、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、障害のある人が日常生活や社会生活において、障害を理由とする不当な差別的取扱いや社会における様々な障壁により、地域での自立した生活や社会参加を妨げられているなどの状況が、今なお、私たちの社会には存在します。

共生社会を実現するためには、全ての県民が、障害及び障害者に対する理解を深め、社会全体で障害を理由とする差別の解消に取り組んでいかなければなりません。

群馬県では、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを決意し、「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

(この条例は、群馬県議会平成31年第1回定例会において、平成31年3月12日に可決され、成立し、平成31年4月1日に施行されました(一部規定は、10月1日施行)。)



本パンフレットで紹介している用語について

社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で、障壁(バリア)となるような、社会における事物、制度、慣行、観念など、様々なもののことです。

例 階段や歩道の段差、通行を妨げる障害物、障害を理由とする資格・免許等の取得制限、障害のある人への差別や偏見 など

合理的配慮

障害のある人に合わせた必要な工夫などを行うことです。重すぎる負担がないのに、「合理的配慮をしないこと」は差別になります。

例 視覚障害のある人に、書類を読み上げるなど障害に配慮した対応をする。

不当な差別的取扱い

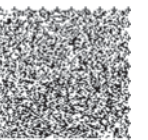
障害を理由に、正当な理由なく、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。

例 お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。

障害者(障害のある人)

条例では、障害者手帳を持っている人に限っていません。

身体・知的・精神障害(発達障害も含む)、難病に起因する心や体の機能に障害がある人で、障害や社会の中にある社会的障壁(バリア)によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人です。



こんな時は?

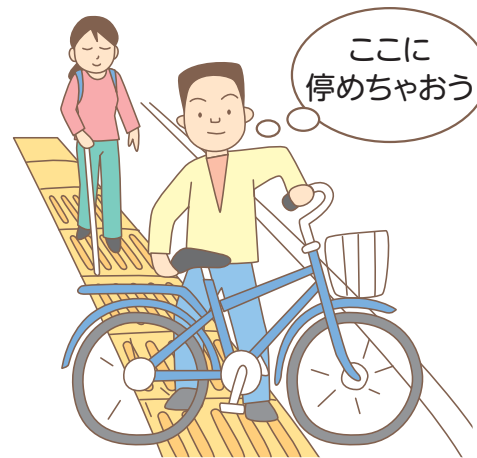
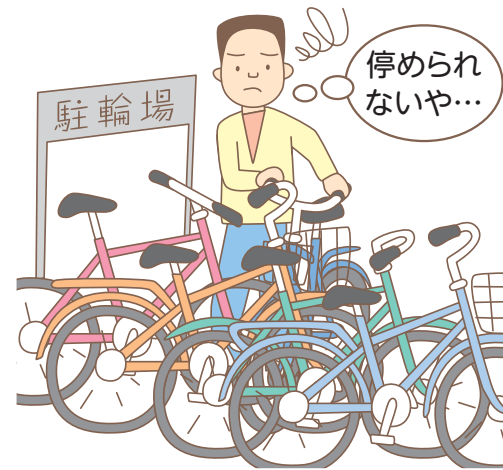
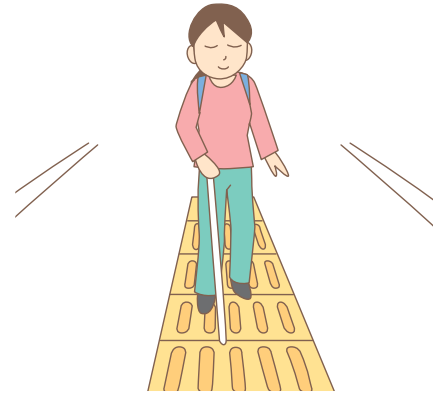
気づかないところで
障害のある人にとって、
社会的障壁となっている
ことがあります・・・

こんな場面に
遭遇したことは
ありませんか?
本パンフレットでは、
様々な場面での

「こんな時は?」と
「こんな風にしたら」の
事例をご紹介します。

ケース 1

視覚に障害のあるAさんが
道を歩いていると...



こんな時は 8ページへ➡

ケース 2

聴覚に障害のあるBさんが
取引先に向かっていている時に...



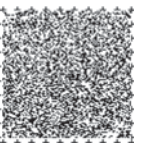
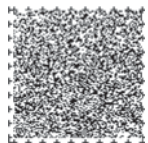
こんな時は 9ページへ➡

ケース 3

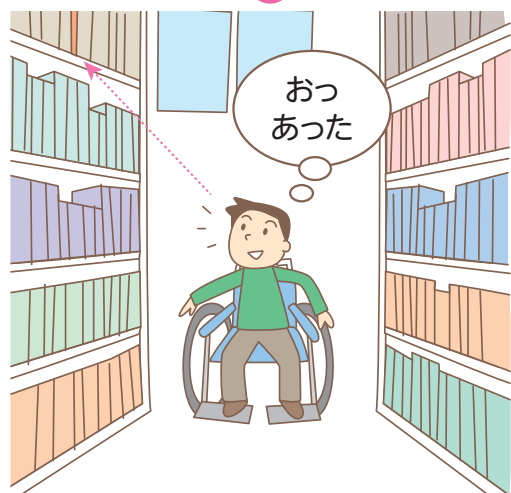
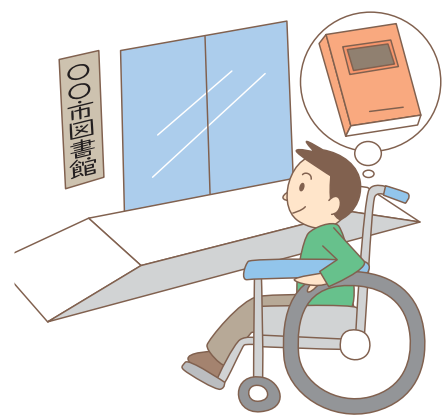
知的な障害のあるCさんが
手続きに役所に行くと...



こんな時は 9ページへ➡

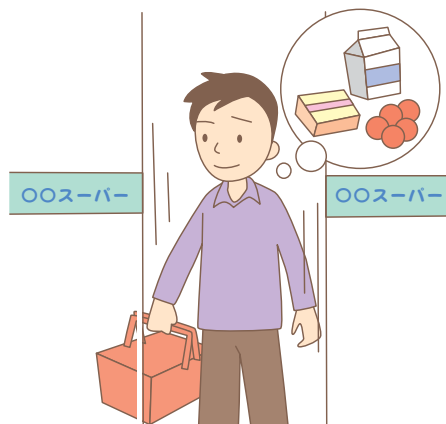


ケース 4 足に障害のあるDさんが本を借りに図書館に行くと…



こんな時は 10ページへ➡

ケース 5 精神に障害のあるEさんが買いものに行ったときに…



こんな時は 10ページへ➡

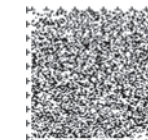
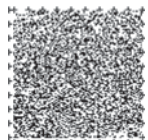
ケース 6 内部障害のあるFさんが電車に乗っていた時に…



こんな時は 11ページへ➡

「こんな時は」
どうすればいいのでしょうか？

次のページへ➡



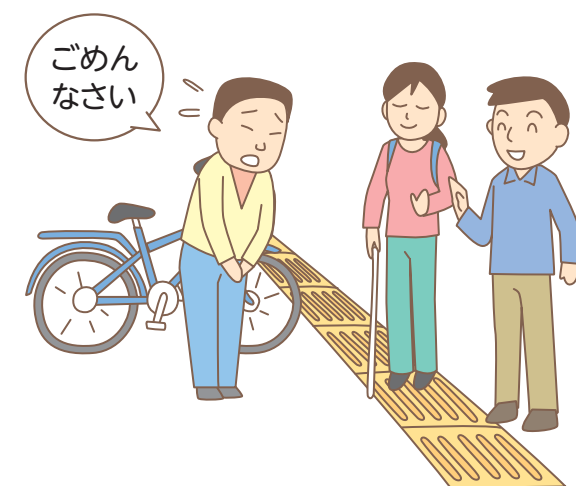
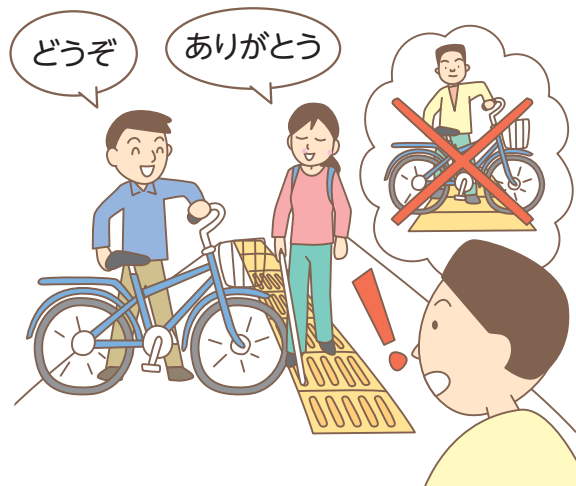
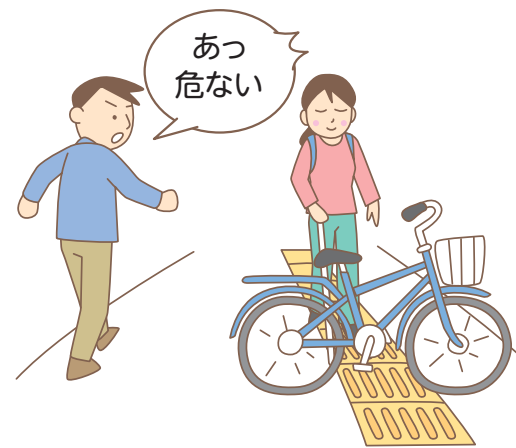
こんな風にしたら!

全ての人が

合理的配慮の提供

を心がけることで、社会にある様々なバリアを無くしていくことができます。

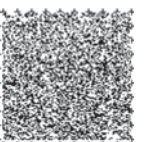
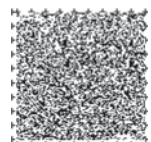
ケース 1 視覚に障害のあるAさんが道を歩いていると…



ケース 2 聴覚に障害のあるBさんが取引先に向かっていている時に…



ケース 3 知的な障害のあるCさんが手続きに役所に行くと…



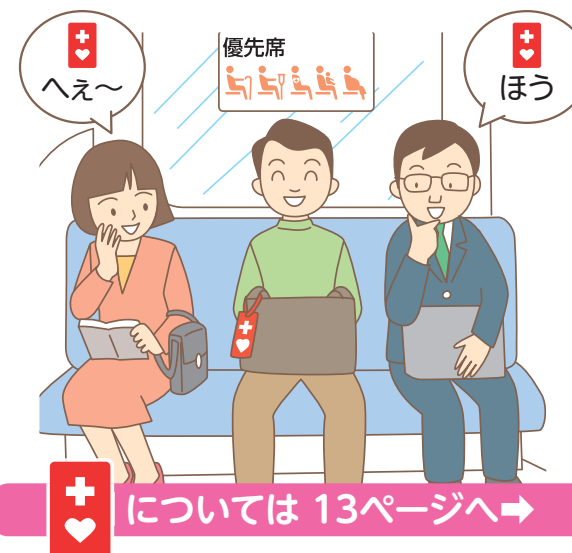
ケース 4 足に障害のあるDさんが本を借りに図書館に行くと…



ケース 5 精神に障害のあるEさんが買いものに行ったときに…



ケース 6 内部障害のあるFさんが電車に乗っていた時に…



+ については 13ページへ➡

障害はどこにある?

「障害」には2つの考え方があります

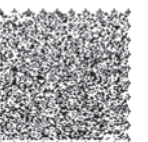
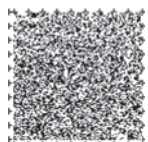
障害の医学モデル

障害は、障害のある人の中であって、リハビリなどをして、社会に適応できるよう「障害者本人が乗り越えなければならない」という考え。

障害の社会モデル

障害は、社会の中にある(社会が作り出している)のであり、障害を取り除くことが必要。「障害を取り除いていくことは社会の責務である」という考え。

群馬県の条例では「障害の社会モデル」の考え方を取り入れています。



群馬県の取組



群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

障害の有無に関わらず、誰もが安全・安心に生活することができる共生社会の実現を目指し、平成31年4月1日(一部規定は10月1日)に施行しました。

この条例では、基本理念を定めて、障害を理由とする差別を解消するための体制や施策などを規定しています。

基本理念

- ① 不当な差別的取扱いの解消だけでなく、合理的配慮をする必要があります。
- ② 差別解消を推進する取組は、障害と障害者に対する県民の理解を深める取組と一体のものとして行う必要があります。
- ③ 全ての県民は、障害と社会的障壁に対する理解を深める必要があります。
- ④ 共生社会を実現するための取組は、様々な関係者の適切な役割分担、相互の連携と協働の下で行われる必要があります。

県民・事業者の皆さんの役割

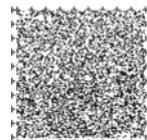
- 障害と障害者に対する理解を深める。
- 県や市町村が実施する差別解消を推進する取組に協力する。
- 障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会の実現に協力する。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関	禁止	法的義務
事業者	禁止	努力義務

※条例の本文は、群馬県のホームページをご覧ください

群馬県 差別解消条例

検索



相談体制

群馬県障害者差別相談窓口

- 相談日** 月曜日から金曜日(休日及び年末年始を除く)
- 受付時間** 午前9時～午後4時30分
- 電話** 027-251-1166 **FAX** 027-255-6275
- メール** gunmakenshinren5@xp.wind.jp



群馬県障害者差別解消推進協議会

差別の相談に関する県への助言、障害者差別解消の取組に関する情報交換や協議などを行います。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。



群馬県では、「群馬県差別解消条例」に定める「障害者が必要な支援を求めやすい社会」を実現するための一助となるよう、ヘルプマークの普及に取り組んでいきます。

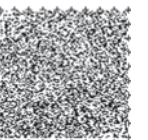
- 交付窓口** 県庁障害政策課、県各保健福祉事務所、県内の市役所・町村役場 など。
- 交付方法** 交付窓口へ申し出て、所定の確認票をご記入いただき提出してください。

心をつなぐハンドブック



障害のある人となない人が共に交流し、支え合う共生社会を実現するために、障害の特性や日々の生活の中でどのような配慮が必要なのかをまとめたハンドブックです。

このハンドブックが、全ての県民にとって、障害への理解と障害のある人との関わりを考える一助となり、共生社会の実現に向けた取組を、より一層進めていきたいと考えています。



「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」

条文(抜粋、一部要約)

基本理念(条例第3条)

全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること

- ①合理的配慮をする必要があること
- ②障害と障害者に対する県民の理解を深める必要があること
- ③全ての県民は、障害と社会的障壁に係る問題への理解を深める必要があること
- ④県、市町村、県民、事業者、国等の適切な役割分担、相互の連携と協働の下に行われる必要があること

県民の役割(第5条)

<県民の役割>

次のことを努力義務として規定しています。

- ①障害と障害者に対する理解を深めること
- ②県と市町村が実施する施策に協力すること
- ③障害者が必要な支援を求めやすい社会の実現に寄与すること

<障害者の役割>

障害者の役割として、次のことを努力義務として規定しています。

- ①自らの障害の特性と必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、障害と障害者に対する理解の促進が図られるようにすること

事業者の役割(第6条)

その事業を行うにあたり、次のことを努力義務として規定しています。

- ①障害と障害者に対する理解を深めること
- ②県と市町村が実施する施策に協力すること
- ③障害者が必要な支援を求めやすい社会の実現に寄与すること

不当な差別的取扱いの禁止(第9条)

障害者に対して障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害することを、何人にも禁止しています。

合理的配慮(第10条)

合理的配慮の提供は、県と事業者で障害者との関係や求められる配慮の内容に違いがあることから、障害者差別解消法の規定に準じて、分けて規定しています。

<県>

その事務、事業の公共性に鑑み、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、法的義務としています。

<事業者>

事業における障害者との関係が分野、業種、場面、状況によって様々であり、求められる配慮の内容、程度も多種多様であることから、努力義務としています。

障害を理由とする差別に関する相談体制(第11条)

県は、障害者やその家族等からの障害者差別に関する相談に応ずるための窓口を設置します。また、相談内容に応じて、相談者に対して助言や情報提供を行う他、関係者間の調整を行います。

県は、相談について、知事の附属機関である群馬県障害者差別解消推進協議会に助言を求めることができます。

障害を理由とする差別に関する事案の解決のための手続(第12条から第16条まで)

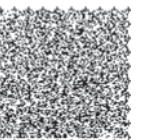
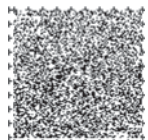
相談では解決を図ることができない、事業者による不当な差別的取扱いについて、障害者やその保護者は、県にあっせんの申立てをすることができることとしました。あっせんについては、知事の附属機関である群馬県障害者差別解消推進協議会で行います。

事業者が正当な理由なくあっせん案を受諾しない場合や受諾したあっせん案に従わない場合は、知事は勧告、公表ができることとしました。

群馬県障害者差別解消推進協議会(第17条から第23条まで)

知事の附属機関として、群馬県障害者差別解消推進協議会を設置します。

この協議会は、障害者又はその家族、障害者福祉事業者、学識経験者、事業者、関係行政機関等で組織し、障害者差別解消の推進について知事に意見を述べ、障害者差別解消の取組について情報交換や協議を行う他、この条例の規定によるあっせんを行います(あっせんは、協議会の委員と専門委員で構成する合議体で行います)。



問合せ先

群馬県健康福祉部障害政策課社会参加推進係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL. 027-226-2634 FAX. 027-224-4776

